

公共の利益課題表- ED-240で提案する主な変更点とプロジェクト・プロポーザルの公共の利益に資する行動及び目的のマッピング

1. 国際監査基準（ISA）240「財務諸表監査における不正」（改訂）公開草案（ED-240）に付随するこの公共の利益課題表は、公共の利益を支えるプロジェクト・プロポーザルに示された行動及び目的に対してED-240に提案する主な変更点を一覧化したものである。
2. 本表では、ED-240の策定に当たって最も重要又は最も関連性が高い以下の基準設定の質的特性についても併せて説明する¹。
 - (a) *適用の柔軟性*（基準が多様な利害関係者に与える相対的影響のバランスを含む。）
 - (b) *目的適合性*（新しい課題、商慣行若しくは一般慣行の変化、会計実務の進展、又は技術の変化を認識し、これに対応することによって）。
 - (c) *包括性*（定めた原則に例外を設ける範囲を限定することによって）
 - (d) *明確性及び簡潔性*（理解可能性を高め、異なる解釈の余地を最小限にするため）
 - (e) *導入可能性*、一貫した適用可能性及び世界全体での運用可能性
 - (f) *執行可能性*（明確に定められた責任によって）
 - (g) *統一性*（各種ISA全体との首尾一貫性について。例えば、基礎となる基準の関連要求事項を適切に踏まえて構築するなど（例： ISA 315（2019年改訂）²とISA 330³）

¹ プロジェクト・プロポーザル第26項に説明した質的特性と策定作業の進展に伴い生じた質的特性。2020年7月に公表した「[国際監査・倫理基準設定システムの強化](#)」に関する提言の中でモニタリング・グループが示した公共の利益枠組み（セクション「基準はどのような質的特性を示すべきか？」）を併せて参照

² ISA 315（2019年改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

³ ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
変更点（案）プロジェクトの目的：財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任を明確にする。			
<p>A.1：ISA240⁶冒頭の項- 監査人の責任の強調</p> <p>不正に関する監査人の責任を強調するため、次を含め、ISA 240冒頭の項を強化し、明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の固有の限界と財務諸表監査における不正に関する監査人の責任との曖昧さを緩和するため、異なる国又は地域の他者がISA 240同等物において行った変更及び強化を検討する。 冒頭の項で（財務諸表監査に係る）財務報告エコシステムに含まれる他者の責任を説明することによって、監査人の責任に関する文脈を示すかどうかを検討する。 監査人の責任を監査の固有の限界の前に置くべきかどうかを検討する。 	<p>第1項～第11項、A1項～A12項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営者及びTCWGの責任の前に監査人の責任を述べるため冒頭の項（関連する適用指針を含む。）の順序を見直した。財務諸表監査における不正に関する監査人の役割が監査基準の一つであることを踏まえ、これを先に説明するためである。 監査の固有の限界（関連する適用指針を含む。）を「監査人の責任」からED-240の新設セクション（本ISAの主要な概念）に移動した。不正に関わる監査人の責任が、監査の固有の限界により、軽減されるものではない（即ち、監査人は、引き続き、財務諸表には全体として不正による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得るための監査計画を立案し、実施する責任を負う）ことから監査の固有の限界に関する説明と監査の責任に関する説明を切り離すことを意図している。 	<ul style="list-style-type: none"> 明確性及び簡潔性 包括性 執行可能性

⁴ 規範性のないガイダンスの策定に関して提案書に示された行動（案）はED-240で取り扱っていないため、グレー表示とした。

⁵ ここに挙げる基準設定の質的特性は、提案されたそれぞれの行動にどのように対処するかを判断するに当たって最も重要又は最も関連性が高い特性である。

⁶ ISA 240「財務諸表監査における不正」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>A. 2: 適用指針 - 不正の定義</p> <p>この適用指針に最も適した基準の検討を含め（すなわちISA 240又はISA 250（改訂）⁷、財務諸表監査の目的上、贈収賄及び不正、マネーロンダリングなどの概念と不正の定義をどのように関連付けるかを明確にするため適用指針を強化する。</p>	A18項～A20項	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下を目的として、適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正と腐敗行為、贈収賄、マネーロンダリングとの関係性を明確にする。 ○ ISA 250（改訂）に従い、財務諸表監査において法令を検討する際に不正、贈収賄又はマネーロンダリングを取り扱う特定の法令又は関連する職業倫理に関する規定の特定の側面が監査人の責任と関連する可能性があることを示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確性及び簡潔性 ● 統一性
<p>A. 3: 要求事項及び適用指針 - 専門的技能</p> <p>専門的技能（不正調査のスキルを含む。）の必要性についてISA 240の要求事項及び適用指針の強化を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査手続の一助とするために「不正調査のスキルを含む専門的技能の必要性を検討する」ことが監査人にとって適切である場合の状況について、要求事項の新設と適用指針の強化を検討する。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ○ リスクの識別及び評価を実施する場合、業務に 	第22項～第24項、A33項～A38項	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査責任者に次の事項を求めるため、ISA 220（改訂）の関連する要求事項を更に詳しく説明する要求事項を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク評価手続の実施、不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価、これらのリスクに対応するためのリスク対応手続の立案及び実施、入手した監査証拠の評価に必要な適切な専門的技能又は知識を含め、監査チームの構成員が全体としてしかるべき適性及び能力を有していることを判断する。 ○ 監査業務の過程で識別された不正関連事項を検討することによって、指示、監督、査閲の内容、時期、範囲を判断する。 ● 以下を目的として、適用指針を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用の柔軟性 ● 目的適合性 ● 明確性及び簡潔性

⁷ ISA 250（改訂）「財務諸表監査における法令の検討」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>対する十分なリソースに関して、これをISA 220（改訂）⁸の改訂後要求事項とどのように紐付けるか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正が識別された又は不正が疑われる場合 ● 複雑でない企業の監査人については特に、監査人が専門的スキルを利用する内容と状況を考慮し、新しい要求事項の適用の柔軟性をどのように達成できるか検討する。 ● 用語自体が一般に理解されていないというコメントを踏まえ、「不正調査のスキル」の説明の仕方を検討する（すなわち、何を持って不正調査のスキルと呼ぶかを明確にする）。 ● 専門的スキルの利用に関して異なる法域の他者が行った変更を検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ISA 220（改訂）の関連ガイダンスを流用し、監査責任者が業務レベルの追加リソースの必要有無を判断することは職業的専門家としての判断であり、業務過程で変更が生じる場合があることを踏まえ、監査業務の内容や状況に影響を受けることを説明する。 ○ 例を挙げ、不正調査その他の専門家など、専門的スキル又は知識を持つ者が関与する内容、時期、範囲が監査業務の内容や状況によって変わる可能性があることを説明することによって要求事項の適用の柔軟性を説明する。 ○ 不正調査のスキルを説明し、財務諸表監査の文脈において不正調査のスキルがどのように用いられるかを不正調査のスキルの例を含めて説明する。 	
<p>B. プロジェクトの目的：ISA 240を強化し、より堅牢な要求事項を規定するとともに、必要に応じて適用指針を強化、明確化することによって、不正による重要な虚偽表示リスクが識別された場合に一貫性のある行動を推奨し、実効性のある対応を促す。</p>			

⁸ ISA 220（改訂）「監査業務における品質マネジメント」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>B. 4: 要求事項及び適用指針 - 重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p>ISA 240の要求事項及び適用指針を強化、明確化。ISA 315（2019年改訂）の直近の変更箇所を盛り込み、次を含めて、不正リスクの識別と評価をより強固にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク評価手続における明示的な不正関連検討事項を定める。 ISA 240のリスク評価手続がISA 315（2019年改訂）の手続とは別であることを明確にする。 企業及びその環境等を理解するに当たって契約の新規締結及び更新から得た情報の検討を求める要求事項を強化する。 ISA 315（2019年改訂）に従い、事業体とその環境、適用される財務報告の枠組み、内部統制システムを理解する際に、監査人が不正に関して考慮する具体的検討事項を説明する。例えば次の項目に重点を置く。 	<p>第26項～第42項、A44項～A113項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ISA 315（2019年改訂）の直近の変更箇所を盛り込み、不正リスクの識別と評価をより強固にするために要求事項及び適用指針を強化又は追加した。これには、以下の理解に当たって監査人が考慮する明示的又は具体的な不正関連検討事項を説明する要求事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> 企業及び企業環境、及び適用される財務報告の枠組み 当該企業の内部統制システムの構成要素（統制環境、企業のリスク評価プロセス、内部統制システムを監視する企業のプロセス、情報システムと伝達、統制活動など） ED-240をISA 315（2019年改訂）と同様の構造に従って再構成した。これによって二つの基準の一体的関係をはっきりと示している。 他の情報源から監査人が得た情報が一つ以上の不正リスク要因の存在を示唆するかどうかを検討することを監査人に求めているように、ISA 315（2019年改訂）の関連要求事項をさらに詳しく説明し、要求事項を強化した。 ISA 540（改訂）¹⁰と整合を図り、手続の実際の性質を反映するため、遡及的な検討に関する要求事項及び適用指針の記載位置をED-240の「評価した 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 目的適合性 包括性 導入可能性 統一性

¹⁰ ISA 540（改訂）「会計上の見積りの監査」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該企業の企業文化 ○ 当該企業の主要業績評価指標 ○ 従業員の業績評価、インセンティブ報酬方針 ○ 当該企業のリスク評価プロセス ○ 不正を防止し、発見するための具体的統制活動 ● その他の記載内容。例えば、ISA 720（改訂）⁹に従った手続の実施又は監査業務の過程で得た監査人の知識を基に監査人が気づく事柄など。 ● 現在、ISA 240の付録で説明されている不正リスク要因を更新する。不正リスク要因をむしろ適用指針の一部にすべきかどうかを検討する。 ● 不正リスク要因がアサーション・レベルで識別した不正による重要な虚偽表示リスクにどのような影響を与えるか、そして、そうした 		<p>不正による重要な虚偽表示リスクへの対応」セクションから「リスク評価手続及びそれに関連する活動」セクションに変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不正による重要な虚偽表示リスクを識別及び評価する目的で監査証拠を入手するために監査人が実施する財務諸表及びアサーション・レベルの手続において不正リスク要因を考慮することを強調することにより、要求事項を強化した。 ● 以下のとおり、適用指針を強化又は追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ED-240において詳述したリスクの識別及び評価に関する要求事項が何をカバーする意図であるのか、場合によってはなぜその手続又は行動が必要であるかをより正確に説明する。 ○ 要求事項を小規模又は複雑でない企業にどのように当てはめられるかを説明する例を示す。 ● ED-240付録の不正リスク要因を更新した。 	

⁹ ISA 720（改訂） 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>不正リスクに対してよりの確な対応を立案する必要があることをISA 240において強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項の適用の柔軟性を説明するため、ISA 240の例を検討する。例えば複雑でない企業とより関連性の高い例を示すなど。 			
<p>B.5: 要求事項及び適用指針 - 監査チーム内の討議</p> <p>以下を含め、不正関連検討事項に関する監査チーム内の討議をより強固なものにするため、ISA 240の要求事項及び適用指針を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項を強化し、監査チーム内の討議において特定の項目を取り上げることを求める。 ISA 240の適用指針を強化し、監査チームが更に討議を重ねることが有益であるかを説明する。 ISA 240の適用指針を強化し、専 	<p>第29項、A38項、A48項～A53項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 討議は監査責任者と監査チームのその他の主要な構成員との間で行うことを明確にし、以下を含む、討議すべき項目を具体的に示すことによって要求事項を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> 企業の文化、誠実性と倫理的価値観に対する経営者のコミットメント、関連するTCWGによる監視活動、不正リスク要因について意見交換を行う。 監査業務における監査の基本的な方針や監査計画に影響を与える可能性のある不正又は不正の疑いについて検討する。 例を含めた適用指針の追加した。監査業務の内容と状況のほか、事象又は状況の発生に応じて、監査チームが更に討議を重ねることが有益と考えら 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 目的適合性 包括性 導入可能性 統一性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>門家（内部又は外部の不正専門家）に監査チーム内の討議に同席してもらうことが有益であるかを説明する。</p>		<p>れる場合があることを説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用指針を追加した。専門的技能又は知識を有する専門家の関与及び貢献によって、実施される討議の質を高められる場合があることを説明している。 	
<p>B.6：規範性のないガイダンスの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要業績評価指標 不正関連検討事項に応じた経営者及びその他の企業構成員への質問 			
<p>B.7：要求事項及び適用指針 -評価した重要な虚偽表示リスクへの対応</p> <p>ISA 240の要求事項及び適用指針を強化。不正リスクの識別及び評価、その他次を含む不正関連手続に対処するために提案した行為を踏まえ、必要に応じて評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対する監査人の対応を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISA 240のスタンド・バック（立ち止まって考える）要求事項を検討。入手した全ての関連監査証拠について、裏付けとなるのかそれとも否定的であるのか、評価した 	<p>第43項～ 第53項、 A114 項～ A141項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項を追加した。評価した不正による重要な虚偽表示リスクに応じて、経営者のアサーションの裏付けとなるであろう監査証拠を入手する方向に偏らないように、又は矛盾するであろう監査証拠を除外する方向に偏らないよう、監査手続を立案し実施することを監査人に求めている。要求事項は、ISA 315（2019年改訂）及びISA 540（改訂）の類似要求事項と整合している。 経営者による内部統制を無効化するリスクについての監査人の評価にかかわらず、仕訳、会計上の見積り、通常の取引過程から外れた重要な取引に対応する監査手続を立案、実施し、識別した経営者による内部統制を無効化するリスクに対応するため、要求された手続に加えて、その他の監査手続が必要か否 	<ul style="list-style-type: none"> 目的適合性 包括性 導入可能性 執行可能性 統一性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>不正による重要な虚偽表示リスクに対して適切な監査証拠を十分入手したか評価を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISA 240の適用指針を強化。会計上の見積りの目的適合性を不正の観点から検討し、ISA 540（改訂）において求められる手続との関連性を改善する場合に経営者の偏向を重要視することを奨励する。 		<p>かを判断することを監査人に求めることを明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経営者の偏向が存在する兆候」を観点にした会計上の見積りの検討を監査人に求める要求事項を強化した。そのために、実施した遡及的な検討から得た監査証拠の検討を監査人に求める要求事項を追加した。経営者の偏向が存在する兆候に対応する適用指針を追加した。これは、関連するISA 540（改訂）との関連性と、経営者がどのようにして不正による重要な虚偽表示リスクに該当し得る会計上の見積りを行うのかを説明するための経営者の偏向の可能性を示唆する例を含む。 	
<p>B.8：要求事項及び適用指針 適用指針 - 経営者確認書 経営者確認書に関する要求事項及び適用指針の強化及び明確化を検討する。</p>	<p>第65項、A180項～A181項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する経営者の責任を適切に果たしたか否かについて監査人は経営者（適切な場合にはTCWG）から確認書入手しなければならないことを追加することにより、要求事項を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 明確性及び簡潔性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>B.9：適用指針 - テクノロジーに関する検討事項</p> <p>ISA 240の適用指針を強化。次のようなテクノロジーの利用を反映させ、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為を可能にする（サイバー犯罪を含む。）。 監査人が不正関連手続を実施する。 <p>この際、テクノロジーは変化し、進化する可能性があること、また、必要に応じてテクノロジーの専門家に相談することを説明し、基準の策定期間に左右されないバランスの維持に留意する。</p>	<p>A5 項、 A9 項、 A28 項、 A35 項、 A51 項、 A60 項、 A64 項、 A85 項、 A97 項、 A116 項、 A117 項、 A135 項、 A139 項、 A143 項、 付録2、 付録4</p>	<p>テクノロジーの利用を反映し、説明するため適用指針を追加した。これには、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動化されたツール及び技法を用いて統制を無効化し、経営者がどのように不正を働くのかを説明する例 監査人が不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に関する監査手続を実施する際の自動化されたツール及び技法の活用法を説明したガイダンス 監査チームが然るべき適性及び能力を有しているかどうかを判断する際にITシステムの専門知識を検討する場合があることを説明したガイダンス 監査チームが、その企業の財務諸表について不正による重要な虚偽表示リスクの生じやすさを話し合う際に有用な方法として自動化されたツール及び技法を用いる場合のガイダンス 企業内の不正を防止し、発見するための自動化統制に関するガイダンスと例 リスク評価手続において当該企業のIT環境の変化がもたらす影響を監査人が検討する際のガイダンス 職業的専門家としての懐疑心の行使を含め、財務諸表レベルで評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対して行う全般的な対応の一環として監査人が自動化されたツール及び技法を用いる場合のガイダ 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 目的適合性 明確性及び簡潔性 導入可能性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
		<p>ンスと例</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査人が仕訳テストのために自動化されたツール及び技法を用いる場合のガイダンス 監査チームが会計上の見積りに経営者の偏向がないか検討する際に自動化されたツール及び技法を用いる場合のガイダンスと事例 	
B. 10：規範性のないガイダンスの策定 - 現在の環境におけるテクノロジーに関する検討事項			
<p>B. 11：ISA 240冒頭の項及び適用指針 - ISA 240、ISA 250（改訂）、その他ISAとの関係性</p> <p>以下を含め、ISA 240とISA 250（改訂）の関係性を明らかにするため、ISA 240の冒頭の項を強化し、適用指針を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正と法令違反との相互関係を明記（すなわち、不正は一般に違法行為とみなされ、よってISA 250（改訂）に該当する。） 	第14項、A15項～A17項	<ul style="list-style-type: none"> ED-240とISA 250（改訂）を含むその他ISAとの関係を説明する冒頭の項を追加した。 不正は法令違反の一事例とみなされ、よって不正又は不正の疑いが識別された場合は法令又は関連する職業倫理に関する規定に基づき、追加の責任が生じる場合があることを明確化した。 適用指針を追加し、強化した。第三者が犯した不正又は不正の疑いを含め、企業に影響を与える不正又は不正の疑いによって法令又は関連する職業倫理に関する規定に基づき、監査人に追加責任が生じる場合があり、それがこのISA案及びその他ISAと異なったり、これらを超える場合があることを説明してい 	<ul style="list-style-type: none"> 明確性及び簡潔性 統一性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
基準内で、適宜相互参照するものとしてISA 240とその他ISAの関連性を強化する。		る。	
B. 12：規範性のないガイダンスの策定 - ISA 240とISA250（改訂）との関係性			
B. 13：規範性のないガイダンスの策定 - ISA間の関連性			
<p>B. 14：要求事項及び適用指針 - 仕訳 次を含め、仕訳のテストアプローチについてISA 240の要求事項と適用指針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下を目的として、ISA 240の要求事項の強化を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ISA 315（2019年改訂）の一環として監査人が実施する仕訳入力に関する内部統制のリスク評価手続は、ISA 240に定める仕訳テストに関する監査人の判断とも関係していることを明確化する。 ○ 仕訳テストを実施する際のテクノロジーの影響を考慮する。 	<p>第37項～第38項、第49項～第50項、A95項～A101項、A124項～A135項、付録4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査人が以下に関する理解を得る際の要求事項と関連する適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ どのように仕訳が開始、処理、記録され、必要に応じて修正されるか ○ 不正の防止又は発見を意図した仕訳入力に関する内部統制 <p>これらの要求事項は、ISA 315（2019年改訂）の関連する要求事項に基づき策定されている。</p> ● 財務諸表作成に当たり監査対象期間中に行われた全ての仕訳入力及びその他の修正の母集団の網羅性について、監査人が監査証拠を得る際の要求事項と関連する適用指針を追加した。 ● 期間中の仕訳入力及びその他の修正をテストする要求事項について、作業度合いを表す動詞を「考慮する（consider）」から「判断する（determine）」に変更し、強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的適合性 ● 包括性 ● 導入可能性 ● 執行可能性 ● 統一性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 識別されたリスクに応じた仕訳テストの範囲を取り扱う。 ● 次を目的として、適用指針を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕訳テストを実施する際の監査人の目的を明確化し、仕訳テストのために行う手続の内容、タイミング、範囲を監査人がどのように判断するかを説明する。 ○ ISA 500¹¹の変更点（案）の影響を考慮する（仕訳テストに用いる情報の網羅性について監査証拠を得るなど）。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 以下を目的として、適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕訳入力及びその他の修正のテストを実施する理由を明確にする。 ○ 監査人が仕訳入力及びその他の修正について監査手続を立案し、実施する際に、例えば次から情報を得られることを説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業とその環境、適用される財務報告の枠組み、企業の内部統制システムに関する監査人の理解に基づく見識を活用する。 ■ 監査責任者又は監査チームの他の主要メンバーの経験や洞察を活用する。 ○ 監査人が仕訳テストを実施する際の自動化されたツール及び技法の利用法を説明する。 ● テスト用仕訳及びその他調整を選ぶ際に監査人の判断材料になり得る追加考慮事項を示した付録を追加した。 	
<p>B. 15：要求事項及び適用指針 - 収益認識における不正リスクの推定</p> <p>ISA 240の要求事項を修正し、適用指針を強化。収益認識において不正リスクの推定が当てはまるか否かを判断する</p>	<p>第41項、A104項、A106項、A107項～A112項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業を表す動詞を変更し、要求事項を強化した。関連する不正リスク要因を考慮し、どのような種類の収益、取引形態又は関連するアサーションが不正による重要な虚偽表示リスクを生じさせるかを「評価する（evaluate）」から「判断する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用の柔軟性 ● 目的適合性 ● 明確性及び簡潔性

¹¹ ISA 500「監査証拠」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>に当たり、確かなリスク評価を実施することがいかに重要かを明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ISA240の要求事項を修正。焦点を監査人が反証を挙げることから、確かなリスクの識別・評価を実施する重要性を強調することに変更する。 • 次を目的として、ISA 240の適用指針を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正による重要な虚偽表示を招きやすいその他勘定残高（のれんなど）を明記する。 ○ 収益認識において不正リスクの推定に反証することが不適切となる場合を明確にする（収益認識において不正リスクの推定に反証することが適切である場合を明記した記述からの変更）。 ○ 公共部門に関する検討事項を説明する。 		<p>（determine）」に変更した。このほか、その業務の状況において（訳注：不正リスクが存在するという）推定を適用する状況にないと監査人が結論付ける場合の文書化要求事項に関する言及を削除し、焦点を、監査人が反証を挙げることから、確かなリスクの識別・評価を実施する重要性を強調することに変更した。</p> <p>以下のとおり、適用指針を強化又は追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関連するアサーションと、不正による重要な虚偽表示が生じやすい関連取引種類、その他の勘定残高、又は注記事項を明記する。 • 収益認識において不正による重要な虚偽表示リスクが高いと想定される状況について追加事例を示す。 • 個別か組合せかを問わず、収益認識に関する不正リスク要因の重要性を踏まえ、収益認識には不正による重要な虚偽表示リスクが存在するという推定を適用する状況にないと監査人が判断することは、通常不適切であることを明確にする。不正リスク要因が特別な検討を必要としないケースにおいて、収益認識に不正による重要な虚偽表示リスクが存在するという推定を適用する状況にないと判断することが適切である場合をより詳しく説明する。 • よくある不正の種類の一つである資産の流用（資金の流用など）に関して、公共部門の事業体に特有の検討事項を説明する。 	

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>B. 16：適用指針 - 分析的手続</p> <p>ISA 240の適用指針について強化及び明確化を検討。監査の計画及び完了段階での分析的手続と、不正の可能性を検討するために手続を効果的に用いる方法について、ISA 315（2019年改定）とISA520¹²の関連性を強調する。</p>	<p>第31項、第54項、A54項、A142項～A143項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業を表す動詞を「評価する」から「判断する」に変更し、監査の計画及び最終段階での分析的手続に関する要求事項を強化した。 ● 以下のとおり、適用指針を強化又は追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査人が計画段階でISA 315（2019年改定）に従って分析的手続を実施する際に、他の関連情報と矛盾したり、予測した価値と大きく異なる変動又は関係を識別する可能性があることを説明する。 ○ 監査の最終段階において実施する分析的手続は、財務諸表の個々の構成単位又は構成要素を監査する中で形成された結論を裏付ける意図があることを説明するISA 520のガイダンスと関連付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確性及び簡潔性
<p>B. 17：要求事項及び適用指針 - 不正の識別又は不正の疑い</p> <p>不正又は不正の疑いを識別した場合に求められる監査手続についてISA 240に別途セクションを指定する。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要求事項を新設する、現行の要求事項の位置を変える、又は現行の適用指針を要求事項に格上げす 	<p>第55項～第59項、A7項～A10項、A29項、A144項～A157項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正又は不正の疑いを識別した場合の監査手続について、ED-240に別途セクションを追加した。 ● 以下を目的として、要求事項及び関連適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正又は不正の疑いを識別した場合の監査責任者の責任を明確にする。例えば、監査責任者には次の事項が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用の柔軟性 ● 目的適合性 ● 包括性 ● 明確性及び簡潔性 ● 導入可能性 ● 執行可能性

¹² ISA 520「分析的手続」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、適用指針を強化する。 		<ul style="list-style-type: none"> 監査業務に及ぶ影響を判断するために不正又は不正の疑いを理解する。 追加リスク評価手続の実施、リスク対応手続の立案及び実施の必要有無を判断する。 他の業務への影響を検討する。 以下を含め、監査人が不正による虚偽表示を識別した場合の監査人の責任を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> 識別した虚偽表示の重要性を判断する。 監査の他の側面に関して、虚偽表示の影響を判断する。 監査人が財務諸表に不正による重要な虚偽表示があると判断した場合の監査人の責任を明確にする。 監査人は、不正が行われた結果として財務諸表に重要な虚偽表示が行われているかどうかを判断することができない場合には、監査又はISA 705（改訂）¹³に従って表明する財務諸表に関する意見に及ぼす影響を評価しなければならないことを説明する。 	

¹³ ISA 705（改訂）「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>B. 18：適用指針 - 監査手続における企業が想定しない要素</p> <p>企業が想定しない監査手続を立案する場合の方法について、ISA 240の適用指針を強化又は明確化する。例えば、監査人が用いることができる手続の種類やこれら手続の規模の調整方法を示す。</p>	A114 項 ~ A115 項	<ul style="list-style-type: none"> 追加の調査を必要とする項目を識別するため、母集団全体について自動化されたツール及び技法（例外的事象の検知又は統計的手法など）を適用して企業が想定しない要素を組み込むなど、企業が想定しない監査手続の例を追加し、適用指針を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 目的適合性 明確性及び簡潔性 導入可能性
<p>B. 19：ISA240冒頭パラグラフ及び適用指針 - 重要ではない不正</p> <p>重要ではない不正又は不正の疑いを識別した場合の監査人の責任を説明するため、ISA 240の冒頭パラグラフを強化し、適用指針を検討する（例えば、重要ではない不正と結論付ける際に、虚偽表示の可能性の金額的、質的特性を踏まえた追加手続を求めるなど）。</p>	A11項	<ul style="list-style-type: none"> 識別した不正による重要な虚偽表示が金額的に重要でなくとも、不正行為の主体者と理由によっては質的に重要である場合があることを明確にすることにより、適用指針を強化した。例えば、金額的には重要ではないが、主要業績評価指標を調整するために経営者が意図的に行う虚偽表示など。 第55項～第59項の「不正又は不正の疑いに関する要求事項」が、重要性にかかわらず、監査人が識別した不正又は不正の疑いの全ての事例に適用されることを明確化した。監査人はその不正又は不正の疑いが、重要ではないかどうかを含め、監査に与える影響を判断する前に、これら要求事項の一部又は全部を適用する必要があることを明確化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括性 明確性及び簡潔性
<p>B. 20：適用指針 - 第三者による不正</p> <p>不正による重要な虚偽表示リスクを生</p>	第 29 項 (a) (ii) (c)、A21 項、A52	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が企業の資産を不正流用する可能性について、監査チーム内の討議の中で意見交換することを求めるよう、第三者による不正を取り扱う要求事項 	<ul style="list-style-type: none"> 包括性 明確性及び簡

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>じさせる可能性のある第三者による不正又は不正の疑いを識別した場合の監査人の行動を判断するため、ISA 240の適用指針を強化する。</p>	<p>項、A80項</p>	<p>と関連する適用指針を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下を目的として、適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ED-240、第18項(a)に定義された不正には第三者による意図的行為が含まれることを明確にし、何が第三者による不正に該当するのかを一般的に説明する。 ○ その企業の不正リスクを識別するプロセスには、不正を働く動機、プレッシャー、機会の評価、あるいは企業が第三者による不正行為に影響を受けやすいかどうかについての評価などが含まれる場合があることを説明する。 	<p>潔性</p>
<p>B. 21：要求事項及び適用指針 - 監査調書</p> <p>基準内に他の変更点を加えられた後のISA 240の文書化に関する特定要求事項と適宜、適用指針を強化又は詳細説明する必要性を検討する（その変更によって文書化に関する特定の要求事項及びガイダンスを新設又は改訂する必要があるかもしれない）。</p>	<p>第70項、A193項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監査人に以下の事項の文書化を求める要求事項を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ED-240、第33項から第38項に従った監査人の理解の主要な要素 ○ 不正又は不正の疑いに関連する事項 • 重要な事項に関する監査人の最終結論と一致しない情報の文書化を取り扱うISA 230¹⁴、第11項及びA15項を踏まえ、適用指針を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 適用の柔軟性 • 明確性及び簡潔性 • 導入可能性 • 執行可能性

¹⁴ ISA 230「監査調書」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>B. 22：適用指針 - 確認</p> <p>確認手続に際しての（第三者による不正を検討する場合など）不正に関する検討事項について、ISA 240の適用指針の強化を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認実務に用いるテクノロジーなど、最新の実務とテクノロジーの進歩に応じてISA240を更新。 確認プロセスから得た監査証拠に関するISA 500の改訂がISA 240に与える影響を検討。 未回答の場合の現行ガイダンスを改訂。 不正リスクが高い場合の監査手続としての確認の有用性を強調。 	A118 項～A122 項	<ul style="list-style-type: none"> 以下を目的として、適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 監査手続としての確認の有用性を強調する。また、契約条件に対して確認手続の利用がより効果的である、又はより確かな心証を得られる監査証拠が入手できる場合があることを強調する。 ISA 505第15項との関係を明確にする。適用指針に以下を目的としたガイダンスと例を加える。 <ul style="list-style-type: none"> 最新の实務とテクノロジーの進歩に応じた更新を行う。 確認手続に際しての不正関連の考慮事項を取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 目的適合性 明確性及び簡潔性
<p>B. 23：規範性の無いガイダンスの策定 - 収益認識における不正リスクの推定</p>			
<p>B. 24：規範性の無いガイダンスの策定 - 自動化されたツール及び技法を用いた分析的手続の実施</p>			

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>C. プロジェクトの目的：ISA 240を強化し、不正関連の監査手続において、職業的専門家としての懐疑心を監査全体を通じて適切に行使用することの重要性を強調する。</p>			
<p>C. 25：要求事項及び適用指針 - 職業的専門家としての懐疑心</p> <p>不正に関する手続を実施する場合に職業的専門家としての懐疑心をより強固に行使用することを強調するため、次を含め、ISA 240の要求事項と適用指針を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISA 240の要求事項と適用指針を強化し、裏付けとなるであろう監査証拠を入手する方向に偏らないように、又は矛盾するであろう監査証拠を除外する方向に偏らないよう、手続を立案し実施することを監査人に求める。 不正又は不正の疑いが識別された場合に手続を強化することを適用指針の中で説明する。 	<p>第12項～第13項、第19項～第21項、第43項、A13項～A14項、A26項～A32項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ISA 220（改訂）第7項、ISA 315（2019年改訂）第3項、ISA 600（改訂）¹⁶第9項で採用されたアプローチを踏まえ、冒頭項を追加した。 監査人が不正又は不正の疑いを識別した場合など、十分な情報に基づき、さまざまな状況において適切な、とるべき行動に関する意思決定を行う際に職業的専門家としての判断を行使用する。その際に、職業的専門家としての懐疑心が、監査チームが下す判断の質を高めることができることを明確にする。 「監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない」の文言を削除した。職業的専門家としての懐疑心を行使用するために、とりわけ「別人の目」を持って個々の監査に臨むことが監査人に求められることを強調する。 記録及び文書の真正性について、原則、「不正レンズ」を適用するというISA 200¹⁷ A24項の条件付要求事項から、「監査人は、記録や証憑書類の真正性に 	<ul style="list-style-type: none"> 適用の柔軟性 包括性 明確性及び簡潔性 導入可能性 統一性

¹⁵ ISA 505 「確認」

¹⁶ ISA 600（改訂）「グループ監査における特別な考慮事項」

¹⁷ ISA 200 「財務諸表監査における包括的な目的」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
		<p>疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる」の文言を削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 不正又は不正の疑いを示唆する情報について監査期間中を通じて常に注意を払うことを監査人に求める要求事項を追加した。 • 評価した不正による重要な虚偽表示リスクに応じて、経営者のアサーションの裏付けとなるであろう監査証拠を入手する方向に偏らないように、又は矛盾するであろう監査証拠を除外する方向に偏らないよう、監査手続を立案し実施することを監査人に求める要求事項を追加した。 • 以下の適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ISQM 1及びISA 220（改訂）に示された職業的専門家としての判断に関する関連ガイダンスとの関係を説明する。 ○ 記録及び文書の真正性の特性と関連付け。その記録又は証憑書類が真正ではない、又は証憑書類の文言について監査人には知らされていない改変が行われたと監査人が確信するに至る場合のある条件の例を追加する。 ○ 不正、不正の疑い、又は不正の申立てをどのように監査人が識別するか、又はどのように監査人の知るところになるかを説明する。 	

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査終了時又はその最終段階に遭遇する場合のある状況又は関連する職業倫理に関する規定に対する阻害要因について言及する。 	
C. 26：規範性の無いガイダンスの策定 - 職業的専門家としての懐疑心			
D. プロジェクトの目的：不正関連の監査手続に関する透明性を強化する。これには、必要に応じ、ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とのコミュニケーションの強化のほか、ISA240及びその他の関連するISAに定める報告に関わる要求事項の強化などを含める。			
D. 27：要求事項及び適用指針 - 義務付けられたTCWGとのコミュニケーションと監査報告書における透明性			

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<ul style="list-style-type: none"> • 義務付けられたTCWGとのコミュニケーションを強化するため、次を含め、ISA 240の要求事項及び適用指針を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ISA240の要求事項を強化。その企業の不正による重要な虚偽表示リスクについてTCWGと具体的な討議を行うことを求め、より適切な双方向コミュニケーションを奨励する。この強化には次に関する明示的な討議などが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 経営者の偏向による虚偽表示の起きやすさ、TCWGと経営者との裏付けのための質疑。 ▪ （ISA 315（2019年改訂）に従ってリスク評価手続を実施した際の）その企業の内部統制の構成要素に関する監査人の評価 ○ ISA 240の要求事項を強化。 	<p>第25項、第30項、第34項(c)～第34項(d)、第35項(b)、第36項(b)、第50項(a)、第55項、第60項(c)(i)、第66項～第68項、A39項～A43項、A75項～A78項、A89項～A91項、A93項～A94項、A182項～A187項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監査業務全体を通じて、適切な時期に、経営者とTCWGに不正に関連する事項についてコミュニケーションを図ることについて包括的要求事項を追加した。コミュニケーションの適切な時期が、不正に関連する事項の重要性と性質、経営者又はTCWGが講じるべき措置によって異なる場合があることを関連する適用指針の中で明確に示す。 • 企業の内部統制システムを理解する際に特定の不正関連事項についてTCWGに質問することについて、要求事項及び適用指針を強化した。 • 経営者又はTCWGへの質問に関する回答の食い違いに対処するため、ISA 500の関連要求事項をより詳しく説明し、強化した。 • 監査人が不正又は不正の疑いを識別した場合、次の事項を求めるように、要求事項及び関連適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 関与者よりも少なくとも一つ上の適切な階層の経営者と、その状況において適切な場合はTCWGにその事柄について照会する。 ○ 当該企業がその事柄に対する改善策を実施した場合、状況に照らして、その改善策の目的適合性を評価する。 • 以下を目的として、適用指針を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者又はTCWGと監査人との強固な双方向コミ 	<ul style="list-style-type: none"> • 適用の柔軟性 • 目的適合性 • 導入可能性 • 統一性

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<p>経営者又はTCWGが講じた改善策が不正又は不正の疑いに適しているか評価することを監査人に求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ISA 240の要求事項を強化。不正に関するTCWGとのコミュニケーションは監査業務中、継続して行うべき性質があることを強調。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ ISA 240の適用指針を明確化。TCWGが実効性を持って参加するには、経営者からの独立性と経営者の行為を客観的に評価する能力が影響することを説明。 		<p>コミュニケーションが不正による重要な虚偽表示リスクを識別する助けになることを強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査人と経営者及びTCWGとのコミュニケーションの範囲は、不正に関する事実と当該企業の状況、さらには監査業務で実施した不正関連監査手続の進捗と成果によって変わること説明する。 ○ TCWGの監督の有効性は、経営者からの独立性、経営者が不正の防止又は発見のために構築した内部統制に関する理解の程度を含め、TCWGの客観性の影響を受けることを明確にする。 	

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<ul style="list-style-type: none"> • 次を含め、不正関連事項を記載した監査報告書の透明性を高める必要があるか、必要がある場合はそれをどのように行うかを判断することを求めることを目的とした、要求事項の改訂及び適用指針の強化を考察する¹⁸。 <ul style="list-style-type: none"> ○ どのような変更の場合に、財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任と手続をより詳細に説明する必要があるのかを考察する。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 投資家グループその他利害関係者に、詳細な説明の必要有無を追加的に確認する。 ▪ 監査報告書における透明性と透明性を確保するための方法 ▪ 異なる国又は地域の他者が行った変更の検討 	<p>第61項～第64項、A162項～A179項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不正に関する監査報告書の透明性の重要性を強調するため、ED-240に別途セクション（監査報告書に及ぼす影響）を追加した。 • ISA 701¹⁹をより詳しく説明し、監査人に不正に関する監査上の主要な検討事項を報告することを求める要求事項を強化するため、要求事項及び適用指針を追加した。これには、監査人に対する以下の要求事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ○ TCWGとコミュニケーションを行った不正に関する事項のうち、監査を実施するに当たって監査人が特に注意を払った事項を決定する。 ○ 監査を実施するに当たって監査人が特に注意を払った事項のうち当年度の財務諸表の監査において特に重要な事項であり、よって監査上の主要な検討事項に該当するものを判断する。 ○ 監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分内に、不正関連事項であることを明確に示すための適切な小見出しを使用する。 ○ 監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分で報告すべき不正に関連する監査上の主要な検討事項がない場合は、その旨を追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 適用の柔軟性 • 目的適合性 • 導入可能性 • 執行可能性 • 統一性

¹⁸ 監査報告書の透明性を強化する必要性に関する審議会での審議中に利害関係者の意見が大きく分かれ、実行可能な行動を提案できる状態になる前に不正TF及び審議会でのさらなる検討を要することから、ここでは「考察する（explore）」という言葉を用いている。

¹⁹ ISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

プロジェクト・プロポーザルで提案された行動（セクションVI 第25項参照） ⁴	ED-240に示す主な変更点（案）		検討した定性的基準設定の特徴 ⁵
	項	説明	
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 監査上の主要な検討事項と不正関連事項の相互関係を明らかにするための改訂を検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> • 適用指針の中で次を明確に示すことによって、不正関連事項を監査上の主要な検討事項として伝達することを監査人に促す。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正関連事項は監査人が特に注意を払う必要がある事柄である場合が多い。 ○ 財務諸表利用者の中で不正関連事項に対する関心が高まる中、不正関連事項は通常、当期財務諸表監査における重要性が高く、よって、監査上の主要な検討事項に該当する。 	

国際倫理・監査財団（International Foundation for Ethics and Audit™: IFEA™）、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Board: IAASB®）及び国際会計士連盟（International Federation of Accountants®: IFAC®）は、本公表物の内容を信頼して行動した又は行動を控えた者に生じるいかなる損失も、当該損失が過失により生じたものか、それ以外の原因によるものかを問わず、一切の責任を負わない。

国際監査基準（International Standards on Auditing）、複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準（International Standard on Auditing for Audits of Financial Statements of Less Complex Entities）、国際保証業務基準（International Standards on Assurance Engagements）、国際レビュー業務基準（International Standards on Review Engagements）、国際関連サービス基準（International Standards on Related Services）、国際品質管理基準（International Standards on Quality Management）、国際監査実務ノート（International Auditing Practice Notes）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー、その他のIAASB公表物は、IFACが公表し、著作権を所有する。

著作権© 2024年2月 International Federation of Accountants (IFAC) 無断複写複製を禁ずる。最大限の一般公開と意見募集を目的に、それぞれの複製物に次の文言を付することを条件に本公表物の複製が認められる：「著作権© 2024年2月 International Federation of Accountants® 又は IFAC®, 無断複写・複製・転載を禁ずる。IFACの許可を受けて使用すること。本公表物は、公開によって最大限のフィードバックを得られるように、複製が許可されている。」

「International Auditing and Assurance Standards Board」 「International Standards on Auditing」 「International Standard on Auditing for Audits of Financial Statements of Less Complex Entities」 「International Standards on Assurance Engagements」 「International Standards on Review Engagements」 「International Standards on Related Services」 「International Standards on Quality Management」 「International Auditing Practice Notes」 「IAASB」 「ISA」 「ISA for LCE」 「ISAE」 「ISRE」 「ISRS」 「ISQM」 「IAPN」 及びIAASBロゴは、米国及びその他の国において、IFACの商標、IFACの登録商標及びサービスマークである。「International Foundation for Ethics and Audit」及び「IFEA」は、米国及びその他の国において、IFEAの商標、IFEAの登録商標及びサービスマークである。

IAASBの運営をサポートする構造とプロセスはIFACによって支援されている。

著作権、商標及び許可情報については、[許可申請ページ](#)から申請するか、permissions@ifac.orgに連絡されたい。

本公表物は、日本公認会計士協会によって英語から日本語に翻訳されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.orgへ問合せの上、許可を得なくてはならない。

IAASB

**International Auditing
and Assurance
Standards Board**

529 Fifth Avenue, New York, NY 10017
T + 1 (212) 286-9344 F +1 (212) 286-9570
www.iaasb.org